

生、総、対2第174号  
平成18年2月24日

(社) 東京都トラック協会 殿

警視庁生活安全部長



振り込め詐欺の被害防止等について（依頼）

謹 啓

余寒の候、貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察業務の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成16年から急増した「振り込め詐欺」につきましては、本年に入っても依然として多発しており、当庁としましても様々な対策を講じているところがありますが、昨年末から、宅配便を利用し、現金を配送させる事案が発生しております。

これらは、犯人が、電話でだました被害者に、現金の受領手段を宅配便に指定するとともに、宅配業者に対して、

- 被害者宅で荷物を受領する旨を指示し、いずれかの配送先を指定する。
- 配達途中に受領場所の変更を連絡し、変更した場所で荷物を受領する。

などの方法で敢行されています。

これら振り込め詐欺の被害を防止するため、

- 直接荷物を預ける者が高齢者等であわてている。
- 荷物が小さな小包あるいは、紙袋である。（現金と分からないようにするため）
- 配送先を指定するものの、後刻、配送担当の携帯電話やコールセンターなどに電話し、駐車場、道路上、駅前等を指定する。

などの状況が見受けられた場合は、

- 直接荷物を預ける高齢者等に対する中身の確認（現金ではないか？など）
- 配送目的等についての声かけ
- 振り込め詐欺と疑われる場合は、110番等警察に対する通報
- 捜査活動への協力

などを行っていただくよう、貴台加盟の企業に周知方お願いいいたします。

当庁としましても、各種活動を通じて注意喚起いたしますが、貴台のご理解とご協力をいただきますようお願いいいたします。

敬 白